

にかほ市創業アシスト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における新たな事業の創出を促進し、市内産業の振興と活性化を図ることを目的として、市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費の一部を補助する（以下「補助金」という。）ことについて、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者

イ 会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

(2) 個人事業主 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(3) 創業 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人（以下「創業者」という。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、個人事業主として新たに市内において事業を開始すること。

イ 創業者予定者が、新たに市内において法人を設立し、事業を開始すること。

(4) 特定創業支援事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定されたにかほ市創業支援等事業計画に位置付けられているにかほ市商工会が実施する創業支援塾又は事業計画策定支援事業をいう。

(5) 融資制度 にかほ市中小企業創業資金融資制度、秋田県中小企業融資制度又は日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度をいう。

(6) 建物 本補助金の対象事業を行う市内の事務所、店舗、工場又は倉庫等をいう。（住居兼用を含む。）

(7) 取得 建物を新築又は購入し、かつ、当該建物の所有権登記を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内において交付申請日から起算して3か月以内に新たに創業予定の者又は創業後6か月以内の者であること。
- (2) 特定創業支援事業を受けた者であること。
- (3) 市税等を完納している者であること。
- (4) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）第2条第1項第1号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (6) 同一世帯の者が過去に本補助金を受けていない補助対象者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 補助対象事業が、別表第1の業種に該当しないこと。
- (2) 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること。
- (3) 創業の実現性が高い事業であること。
- (4) 創業する事業の経営理念を有し、他の創業の模範となる事業であること。
- (5) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表第2に掲げるもの及びその他市長が適当と認めた経費とする。ただし、消費税額を除くものとする。

2 当該創業に係る事業について、国、県、その他の団体等から創業に関連する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合は、他の補助の対象となる経費を前項の補助対象経費から除くものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、交付決定日以後6か月又は当該日の属する年度の末日までとする。

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、下限を10万円、上限を25万円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) にかほ市創業アシスト補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) にかほ市創業アシスト補助金事業計画書（様式第2号）又は同様式に準ずると認められる創業計画書
- (3) 新規創業に伴う確認書（様式第3号）
- (4) 住民票抄本
- (5) 市税等の滞納が無いことを証する書類
- (6) 融資制度の利用又は利用予定を証する書類（融資制度を利用する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、にかほ市創業アシスト補助金交付決定通知書（様式第4号）又はにかほ市創業アシスト補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更又は中止)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更又は中止しようとする場合は、にかほ市創業アシスト補助金事業計画変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）により遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の変更の可否又は取消しを決定し、にかほ市創業アシスト補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(創業報告)

第11条 補助事業者は、創業した場合には営業開始後、速やかに次の書類を市長に提出

しなければならない。

- (1) 創業報告書（様式第8号）
- (2) 税務署に受付された所得税法第229条に規定する個人事業の開業届出書控えの写し又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する法人設立届出書控えの写し
- (3) 許認可等が必要な業種は許可書等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) にかほ市創業アシスト補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象事業に係る実施状況及び事業経費を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 補助対象事業が2か年に渡るときは、年度ごとに前項の実績報告を行わなければならない。ただし、この場合において、市長が認めたときは同項に掲げる書類の一部を省略することができる。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて実地調査等を行い、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、にかほ市創業アシスト補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条による補助金額の確定があったときは、速やかににかほ市創業アシスト補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、その日から起算して30日以内に交付するものとする。

（交付決定の取消）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 当該補助金を補助対象事業以外又は補助対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 補助対象期間内に創業ができなかったとき。
- (5) 補助事業を完了した日から1年以内に廃業又は市外へ移転したとき。
- (6) 補助事業者が補助事業を完了した日から1年以内に市外へ転出したとき。
- (7) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する財産。以下「取得財産」という。)を補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(書類の保管及び開示)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証票等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管するものとし、市長の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- 1 農業（ただし、園芸サービス業を除く。）
- 2 林業
- 3 漁業
- 4 金融・保険業
- 5 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所
- 6 医療・福祉の社会保険・社会福祉・介護事業
- 7 次に掲げるサービス業等
 - (1) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）により規制の対象となるもの
 - (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - (3) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
 - (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - (5) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - (6) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
 - (7) 易断所、観相業、相場案内業
 - (8) 宗教
 - (9) 政治・経済・文化団体
- 8 その他
 - (1) 公序良俗に反する事業

別表第2（第5条関係）

経費区分	内容	説明
事業拠点費	設備費	空調設備、電気設備など事業に必要となる設備費、建物の購入費、建物の賃貸に係る家賃1か月分（礼金、敷金は除く。）。（住居兼店舗等の併用住宅については、住居等の用途に供される部分と明確に区別された店舗等の占有部分に係るものに限る。）
	機械器具費	作業機械、工作機械、コンベア、業務用冷蔵庫・厨房機器など、事業に必要とする機械器具、備品類（業務の用途に供されると明確に区別できるものに限る。）。ただし、中古品及び車両等は補助対象外とする。
	工事費等	事業の用に供する建物の新築・増改築工事、内装・外装工事、冷暖房工事、上下水道工事、外構工事、駐車場等の舗装工事、野立て・電柱看板、キャノピーなどの事業に必要とする構築物に係る工事費等。ただし、賃貸物件に係る改修等の工事は対象外とする。（住居兼店舗等の併用住宅については、住居等の用途に供される部分と明確に区別された店舗等の占有部分に係るものに限る。）
広告宣伝費	新聞広告費等	ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ製作などの広告・宣伝に要する経費

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

にかほ市長 様

(申請者)
所在地
氏名又は名称
及び代表者名 (※)
(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

にかほ市創業アシスト補助金交付申請書

年度において、次のとおり事業を実施したいので、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 事業費及び交付申請額

区 分	金 額
事業費	円
交付申請額	円

※収支予算書は別紙のとおり

2 添付書類

- (1) 創業アシスト補助金事業計画書(様式第2号)又は様式第2号に準ずると認められる創業計画書
- (2) 新規創業に伴う確認書(様式第3号)
- (3) 住民票抄本
- (4) 市税等の滞納が無いことを証する書類
- (5) 融資制度の利用(予定)を証する書類(融資制度を利用する場合のみ)
- (6) 市長が特に必要と認めた書類

3 誓約事項(確認のうえ、チェックを入れてください。)

- にかほ市暴力団排除条例(平成24年にかほ市条例第5号)第2条第1項第1号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- 当該創業に係る事業について、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- 市が、上記事項について、関係部署に照会することに同意します。

様式第1号（第8条関係）
＜別紙＞

収支予算書

【収入】

（単位：千円）

区 分	内 容	予 算 額
補助金	にかほ市創業アシスト補助金	
自己資金		
	(※1) 合 計	

【支出】

（単位：千円）

区 分	内 容 (積算内訳)	予 算 額
(補助対象経費)		
(補助対象外経費)		
・消費税		
	(※2) 合 計	

＜確認事項＞ 相違ないことを確認し、チェックを入れてください。

- 様式第1号「2. 事業費及び交付申請額」に記載の事業費の額と、別紙「収支予算書」の【収支】の合計（※1）、【支出】の合計（※2）が、それぞれ一致している。

様式第2号（第8条関係）

にかほ市創業アシスト補助金事業計画書

（提出日： 年 月 日）

1. 創業者の概要

ふりがな 氏名			生年月日	昭和・平成 年 月 日生
住所及び連絡先	(〒 -) TEL (- -) FAX (- -) E-mail (@)			
現在の所属・職名	所属機関・部署・職名			
現在の所属機関 所在地	(〒 -) TEL (- -) FAX (- -) E-mail (@)			
最終学歴	年 月	卒業・卒業見込		
職歴及び当該事業 に係る事業経験	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
	年 月	(経験年数 年 月)		
今まで取得した 知識・技能等				
セミナー等受講歴				

2. 創業事業計画の内容

(1) 企業概要（創業予定者は予定する企業の概要）

(予定)会社名			創業予定日（開業日、会社設立日）	年 月 日
会社所在地 (創業予定場所)	〒 -			
(予定する) 出資者	出資者名	出資額 (千円)	比率 (%)	出資者の所属及び職名
申請年度の 社内体制	役職名・担当者名	氏名	年齢	主な略歴
事業化にあたって 協力企業の有無	有 ・ 無	協力企業がある場合の企業名		協力体制の具体的な内容

(2) 事業の概要

事業名	
創業の動機	
事業の概要	
取扱商品及び 具体的なサービス	

セールスポイント	
	取引先名 (所在地等)
販売先	
仕入先	
外注先	

3. 今後3か年の事業計画

(1) 損益計画

(金額単位:千円)

項 目		第1期 (年 月期)	第2期 (年 月期)	第3期 (年 月期)
①売上高				
②売上原価 (材料・商品仕入)				
③経費	人件費			
	家賃			
	支払利息			
	その他			
合計				
利益 (①-②-③)				
従業員数		(人)	(人)	(人)
売上高、売上原価、経費の 計算根拠				

(2) 必要資金と資金調達計画

(金額単位:千円)

必要な資金	金 額	調達の方法	金 額
事業拠点資金 (店舗、工場、備品など) (内訳)		自己資金	
		親、兄弟、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	
広告宣伝資金 (新聞広告費など) (内訳)		金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	

運転資金（材料・商品仕入、経費支払資金など） （内訳）		その他（内訳）	
（※1）合 計		（※2）合 計	

<確認事項> 相違ないことを確認しチェックを入れてください。

必要な資金の合計（※1）と、調達の方法の合計（※2）の金額が一致している。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

にかほ市長 様

にかほ市商工会

代表者 (※)

(※)代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

新規創業に伴う確認書

創業希望者の方から、にかほ市創業アシスト補助金の申込希望がありましたので、次のとおり申請書類等の確認をしました。

項目	内容
1. 申込人氏名	
2. 申込金額	
3. 確認書類	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 事業計画書（創業計画書）
4. 事業計画に係るヒアリング	<input type="checkbox"/> 実施済み
5. 特定創業支援事業の実施状況	<input type="checkbox"/> 創業支援塾 <input type="checkbox"/> 事業計画策定支援事業 ①経営（回） ②財務（回） ③人材育成（回） ④販路開拓（回）
6. 経営指導員氏名	

【注意事項】

この確認書は、補助金の交付を確約するものではありません。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

様

にかほ市長

印

にかほ市創業アシスト補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったにかほ市創業アシスト補助金について、次のおり交付することに決定したので、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1. 交付決定額の内訳

補助対象事項	事業費	交付決定額	自己負担額
にかほ市創業アシスト補助金	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

2. 条 件

- (1) 補助対象事業の内容の全部または一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合は、すみやかに市長に報告しその指示を受けなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほかにかほ市補助金等交付規則の規定を遵守しなければならないこと。
- (5) 万一違背したときは補助金の返還を命ずることがあること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 様

にかほ市長 印

にかほ市創業アシスト補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったにかほ市創業アシスト補助金について、次の理由により補助金の交付はできませんので、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

理 由

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、にかほ市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、にかほ市を被告として（訴訟においてにかほ市を代表する者はにかほ市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

にかほ市長 様

（申請者）

所在地
氏名又は名称
及び代表者名

にかほ市創業アシスト補助金事業計画変更申請書

年 月 日付商観指令第 号で交付決定のあったにかほ市創業アシスト補助金について、次のとおり事業計画を 変更・中止 したいので、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1. 事業費及び交付申請額

区 分	変 更 後	変 更 前
事 業 費	円	円
交付申請額	円	円

※変更後の収支予算書は別紙のとおり

2. 変更内容

3. 変更の理由

※変更申請について必要な書類は別途添付すること。

別紙

収支予算書

【収入】 (単位:千円)

区 分	内 容	予 算 額	
		変更後	変更前
合 計(※1)			

【支出】 (単位:千円)

区 分	内 容 (積算内容)	予 算 額	
		変更後	変更前
合 計(※2)			

<確認事項> 相違ないことを確認し☑チェックを入れてください。

【収入】の額の合計(※1)と【支出】の額の合計(※2)が、それぞれ一致している。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

住 所
氏名又は名称
及び代表者名 様

にかほ市長 印

にかほ市創業アシスト補助金変更交付決定通知書

年 月 日付商観指令第 号で交付決定を通知したにかほ市創業アシスト補助金について、年 月 日付の変更申請に基づき、次のとおり変更交付を決定したので、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1. 当初交付決定済額 円
2. 変更後交付決定額 円

3. 条 件

- (1) 補助対象事業の内容の全部または一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合は、すみやかに市長に報告しその指示を受けなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほかにかほ市補助金等交付規則の規定を遵守しなければならないこと。
- (5) 万一違背したときは補助金の返還を命ずることがあること。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

にかほ市長 様

所 在 地
氏名又は名称
及び代表者名

創 業 報 告 書

年 月 日付商観指令第 号で交付決定を受けたにかほ市創業アシスト補助金について、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

創 業 日	年 月 日
創 業 場 所	にかほ市
商号又は法人の名称	

添付書類

- (1)開業届出書又は法人設立届出書の控え(写し)
- (2)許認可等が必要な業種は許認可書等(写し)
- (3)市長が特に必要と認めた書類

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

にかほ市長 様

所 在 地
氏名又は名称
及び代表者名

にかほ市創業アシスト補助金実績報告書

年 月 日付商観指令第 号で交付決定を受けたにかほ市創業アシスト補助金に係る補助事業の実績について、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり報告します。

事 業 費		円
補助金交付決定額		円
事業着手年月日		年 月 日
事業完了年月日		年 月 日
補助金交付決定年月日		年 月 日

※事業収支決算書は別紙のとおり

添付書類

- (1)実施状況写真及び事業経費の領収書(写し)
- (2)建物の登記事項証明書(移住者枠のみ)
- (3)市長が特に必要と認めた書類

別紙

収支決算書

【収入】

(単位:円)

区 分	内 容	決 算 額	予 算 額
合 計			

【支出】

(単位:円)

区 分	内 容 (積算内訳)	決 算 額	予 算 額
合 計			

- <確認事項>相違ないことを確認し、チェックを入れてください。
 【収入】の合計(※1)と、【支出】の合計(※2)が一致している。

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

様

にかほ市長

印

にかほ市創業アシスト補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあったにかほ市創業アシスト補助金について、次のとおり補助金の額が確定しましたので、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補助金の確定額

円

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

にかほ市長 様

所 在 地
氏名又は名称
及び代表者名

にかほ市創業アシスト補助金交付請求書
(年度分)

年 月 日付第 号で額の確定を受けたにかほ市創業アシスト補助金について、にかほ市創業アシスト補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり請求します。

- 1. 補助金交付決定額 円
- 2. 今回請求額 円
- 3. 概算払既受領済額 円
- 4. 残 額 円

<振込先>

金融機関名						
支店名	本店・本所・支店・支所・出張所					
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()					
口座番号 (フリガナ)						
口座名義人						